

平成 26 年度包括外部監査の結果に基づく措置について、新潟市長から通知があったので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 252 条の 38 第 6 項の規定により以下のとおり公表します。

平成 28 年 12 月 26 日

新潟市監査委員 貝瀬 壽夫  
同 宮本 裕将  
同 水澤 仁  
同 小泉 仲之

平成 26 年度包括外部監査  
「生活保護に関する事務の執行等について」

新潟市長が講じた措置

報告書頁	監査対象	監査結果の概要	結果に対する措置	
			(平成 27 年度)	(平成 28 年度)
60	全区保護担当課	<p><b>意見 No.3</b> 第4章 生活保護業務 第3 保護要件の審査 扶養義務者の調査において戸籍・除籍謄本の収集に担当者によってバラツキが見受けられた。絶対的扶養義務者や遺産分割未了の相続財産等の確認のため、どのような資料を収集すべきか明確にするマニュアルを作成されたい。</p>	<p>厚生労働省も扶養義務調査のフロー図を示し、実施要領にも基本的な取扱いが明確に記載されているためマニュアルの必要性について平成 28 年 9 月までに検討してまいります。</p> <p><b>【検討中】</b></p>	<p>厚生労働省が示している扶養義務調査の実施要領やフロー図の中に、実施方法や収集すべき資料について包括されていることから、新たにマニュアルを作成せず、実施要領等を活用することといたしました。</p> <p>活用するにあたり、担当ケースワーカーは調査方法等を十分理解し、確実に実施する必要があることから、平成 28 年度中に、生活保護担当職員を対象とした研修会を実施いたします。</p> <p>また、各区における実地監査において調査状況を確認し、不適切な取扱いが見られた場合は、担当ケースワーカーを直接指導してまいります。</p> <p><b>【方針決定】</b></p>
149	全区保護担当課	<p><b>意見 No.11</b> 第4章 生活保護業務 第7 自動車保有 処分指導保留は例外的措置であるという点で、保有容認の場合と同様に慎重な判断が求められることから、処分指導保留はケース診断会議を開催して決定するよう「自動車保有世帯指導</p>	<p>自動車の保有、否認処分、保留については明らかな否認処分以外は組織的な検討、判断が必要と認識しております。ただ、迅速な対応が必要な場合、ケース診断会議では対応が困難なこともあり、それに代わる</p>	<p>自動車保有の認否のほか、処分指導を保留するケースについても、組織的に検討、決定する必要があることから、原則、ケース診断会議を開催し決定することとし、ケース診断会議の開</p>

		<p>マニュアル」に明記することが望ましい。ただし、場合によっては、ケース診断会議よりもより機動的で、かつ組織としての判断の慎重性を担保できる別の会議体を活用できるよう「自動車保有世帯指導マニュアル」を改定することも検討されたい。</p>	<p>組織的な判断について平成 28 年 9 月までにマニュアルを改定いたします。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>催事例を明記するなど「自動車保有世帯指導マニュアル」を改定いたしました。</p> <p>また、迅速に判断する必要がある事例においても、ケース診断会議の構成員が揃わない場合には、担当ケースワーカー、担当査察指導員及び課長等幹部職員の出席により検討会を開催し決定することができることとし、改定した「自動車保有世帯指導マニュアル」に明記いたしました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
199	<p>全区 保護担 当課</p>	<p><b>意見 No.14</b> 第4章 生活保護業務 第10 保護費の返還及び徴収 査察指導員が適用処理の進捗状況をチェックすることができるよう、法第63条及び法第78条の進捗状況一覧表を作成することを検討されたい。</p>	<p>適用処理の遅れがないよう査察指導員が、進捗状況について担当ケースワーカーに適宜確認しておりますが、より適正な進行管理を行うため、進捗状況一覧表の作成を平成 28 年 9 月までに検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>訪問調査や課税調査、年金加入状況調査等において、法第 63 条や法第 78 条の適用の可能性があると判断した場合は、査察指導員が査察指導補助簿に登載し、担当ケースワーカーに随時適用処理状況を確認しながら、進行管理を行うことといたしました。</p> <p>また、決定した返還金や徴収金の債権について、各区において督促や収納状況を統一して管理するため、「債権管理簿（一覧表）」の様式を作成し、各区に示しました。今後、毎月所属長が決裁の上、2 か月ごとに全区の職員が出席する債権管理担当者会議において、平成 29 年 1 月から報告させることといたします。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
239	<p>全区 保護担 当課</p>	<p><b>意見 No.21</b> 第5章 生活保護の実施体制 第 2 査察指導 保護台帳に編綴すべき表などの書類や登記簿本等の資料について全区で統一されていない。また書式、事務処理手順についても全区で統一されていない。市内全区において組織的・継続的な援助を統一的に実施するため、生活保護事務の基本となる保護台帳に編綴すべき書類・資料及び事務処理のための書式・手順を全区において統一されたい。</p>	<p>保護台帳は区によって台帳のファイルが異なるため基本的な並びを合わせ、第三者が見てもわかりやすいものになるよう平成 28 年 9 月までに検討してまいります。書式や事務手順は統一することが重要と認識しておりますので、具体的に統一できるようマニュアルなどの作成を含め平成 28 年 9 月までに検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>誤認定や処理の漏れを防止するため、決裁時に関連文書を確認することから、新規に保護を開始した保護台帳から共通のインデックスを使用し、生活保護の実施や決定に必要な書類を統一して編綴するよう改善いたしました。</p> <p>既存の台帳についても、順次統一して編綴するよう、平成 28 年 10 月の査察指導員会議で周知いたしました。</p> <p>また、現在、使用している各</p>

				<p>種様式を全区共有フォルダに保管し、同一様式を用いるよう査察指導員会議で周知いたしました。</p> <p>このほか、区役所と本庁職員からなるプロジェクトチームを立ち上げ、生活保護のケースワーク業務マニュアルを平成28年度中に作成し周知いたします。</p> <p style="text-align: right;"><b>【方針決定】</b></p>
--	--	--	--	---

※措置欄に記載の【措置済み】及び【方針決定】について

【措置済み】は、外部監査人の指摘や意見について、必要な措置が実施されたこと、

【方針決定】は、外部監査人の指摘や意見について、改善措置は完了していないが、措置方針は決定していること、

を示しているもので、監査委員事務局において追記したものです。